

はしがき

地方自治体は、必ずなんらかの「計画」を策定し、それに則って行政運営をしている。地方自治体が政策の一種として策定する計画は、社会情勢等を反映し、数年おきに評価・策定・実行される。計画には、住民の暮らしや健康をより良くしていく工夫が多数盛り込まれており、具体的なサービス（事業）として提供することになる。つまり、計画には、自治体が次の数年間で取り組む課題と、その解決策である施策や事業が網羅的に含まれており、地方自治体にとって道しるべ的な意味を持つ。

かつて筆者が勤務していた地方自治体では、実際に計画策定の策定作業は、係長級以上の管理職にならないと参画することは難しかった。計画策定が、いかに地方自治体にとって重要な仕事の一つであるかが分かるエピソードである。一職員として勤務していた筆者にとって、計画策定は「雲の上の方々のお仕事」の一つであり、縁遠いものであった。しかし、幸運にも計画策定に関する会議の資料の一部は、全職員にメール配信されていた。配信された資料を読むたびに、筆者は「住民ニーズに即した施策や事業を創るために、計画策定は大切かもしれない」と考えるようになった。

計画が策定されると、係長から「計画は行政組織にとって重要なものなので、目を通しておくように」と言われた。しかし、実際に計画を読むかどうかは、職員個人に委ねられていた。また、今はホームページから気軽に読める計画も、かつては冊子としてまとめられ、窓際の棚や課長席に立てられていた。このため、計画の冊子を読むという行為自体、気軽にできることではなかった。さらに、現場の仕事は目まぐるしく、日々さまざまなハプニングも発生する。残念ながら、地方自治体の計画を道標として働くことは、十分にできていなかった。

実際に管理職以外の職員が計画策定の作業に携わるには、その作業を取り仕

切っている「計画策定担当課」に異動することが最も近道である。逆に言えば、異動や昇進の機会がなければ、計画策定のプロセスを経験することすら難しい。また、組織の規模が大きいと、計画を立てる担当者とそれを実行する担当者に分かれる。当然ながら、計画を実行する際の熱の入れ方も異なる。計画は本来住民のためのものなので、行政の一部の担当者だけが頑張って策定・実行するだけでは、実は不十分である。住民や関係機関等が力を合わせて「地域を良くするためにどうすればよいのか」という問いについて皆で考え、実行する必要がある。まさに「地方自治」である。

本書の読者は、地方自治体の策定するさまざまな「計画」に、なんらかの関心を寄せている方だろう。もしかすると、ご自身が計画策定の当事者として、何かヒントを得たいという方かもしれない。本書は健康増進計画を例として、事務局や具体的な作業を行う担当者が知っておくと役に立ちそうな策定プロセスや留意点、具体的な評価方法を盛り込んでいる。なお、本書の校正作業中に、『国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部改正について』（令和5〔2023〕年5月31日付）が出された。このため、本書は主に「健康日本21（第2次）」の関連文献を引用していることを申し添えておく。健康増進計画は、さまざまな職種が策定プロセスに関与している。多少異なる点はあるものの、他の分野の計画も同様の手順で策定されている。このため、法律や専門用語等をご自身の担当分野の用語に置き換えることにより、ある程度参考にしていただけると考えている。

行政が開催する現任研修のテーマに、住民ニーズに基づく施策化・事業化を進めていくための方策について取り上げていただくことがある。筆者は、そのほとんどの研修会で「ご当地システム化」を進める必要性について触れるようにしている。なぜならば、地域の住民や文化に根差した仕組みづくりを行うこと自体が、結果的に住民や関係者自身が健康や生活に関する課題を「自分事」として取り組もうという機運を高める契機になると考えているからである。国が地方自治体に政策を実行してもらおう際に、大枠のみ示し、詳細を十分に明記しない場合がある。これは、地方自治体が地域の実態に合わせてある程度アレ

ンジすることを想定しているからである。つまり、地方自治体が独自に策定できる計画は、地方自治を推進するためのツールになると考えられる。

国際連合の「持続可能な開発目標」(SDGs:Sustainable Development Goals)は、目標達成に向けた取り組みが世界中で行われている。健康と福祉は、その中の1つの目標に位置付けられている。「計画策定は、担当者のやる仕事」とお考えの方に、本書をお読みいただき、地方自治について再考する材料としていただけたら幸甚である。

著者を代表して 吉岡京子